

令和5年度(2023)第1回出雲市地域公共交通活性化協議会

令和5年(2023)5月10日(水) 10:00～
出雲市役所大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 議事

第1号議案 令和4年度(2022)事業報告

第2号議案 令和4年度(2022)決算報告

第3号議案 令和5年度(2023)事業計画(案)

第4号議案 令和5年度(2023)予算(案)について

5. 出雲市地域公共交通計画事業実施計画について

6. その他

7. 閉会

【第1号議案】

令和4年度(2022)事業報告

出雲市地域公共交通活性化協議会では、持続可能な公共交通網の構築を目的とした『出雲市地域公共交通計画』を策定するため、出雲市地域公共交通活性化協議会等を開催し協議を行いました。

<出雲市地域公共交通活性化協議会の開催>

第1回 令和4年4月28日

令和3年度事業報告・決算報告

令和4年度事業報告・予算案

出雲市地域公共交通計画策定支援業務について

第2回 令和4年7月13日

出雲市地域公共交通活性化協議会規約の改正及び委員の追加について

交通計画（基本理念・基本目標の検討）

第3回 令和4年9月22日

交通計画（施策・評価指標の検討）

第4回 令和4年11月15日

交通計画（施策・実施スケジュールの検討）

第5回 令和5年1月10日

出雲市地域公共交通計画の承認について

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

高齢者が利用しやすい新たな地域内交通の導入について

<ワーキング部会の開催>

第1回 令和4年7月6日

交通計画の基本理念について

第2回 令和4年7月27日

交通計画（素案）について

第3回 令和4年8月22日

高齢者が利用しやすい新たな地域内交通の導入について（個別部会）

第4回 令和4年10月25日

高齢者が利用しやすい新たな地域内交通の導入について

<パブリックコメントの実施>

広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

○募集期間：令和4年11月16日から12月15日まで

○周知方法：出雲市ホームページ

出雲市役所交通政策課及び各行政センター窓口での閲覧

○意見数：2件

<視察の実施>

定額乗合タクシーの運行事業者へ実施状況について伺った。

○視察先 企業組合井田屋（大田市温泉津町井田地区）

○視察日 令和4年6月24日

【第2号議案】

令和4年度(2022)決算報告

【収入】

(単位:円)

項目	予算額 ①	決算額 ②	増減 (②-①)	摘要
負担金	4,500,000	4,500,000	0	出雲市
補助金	575,900	575,900	0	国
繰越金	357,789	357,789	0	
計	5,433,689	5,433,689	0	

【支出】

(単位:円)

項目	予算額 ①	決算額 ②	増減 (②-①)	摘要
委託料	4,600,000	4,600,000	0	計画策定調査業務
役務費	77,000	18,280	△ 58,720	振込手数料 印紙代
報償費	246,000	127,510	△ 118,490	謝金
旅費	58,000	37,170	△ 20,830	費用弁償
需用費	452,689	242,586	△ 210,103	印刷費・事務費
負担金	0	10,000	10,000	視察負担金
計	5,433,689	5,035,546	△ 398,143	

【収入】

【支出】

【繰越】

5,433,689円

-

5,035,546円

=

398,143円

監査報告書

令和4年度出雲市地域公共交通活性化協議会会計監査において、帳票及び
証拠書類の照合の結果、適正であったことを認めます。

令和5年4月27日

出雲市地域公共交通活性化協議会

監事 島根県地域振興部交通対策課
課長 山影 一茂

出雲市地域公共交通活性化協議会

監事 一般社団法人 出雲観光協会
事務局長 稲根 克也

【第3号議案】

令和5年度(2023)事業計画（案）

令和5年1月に、持続可能な地域公共交通網の構築を目的に『出雲市地域公共交通計画』を策定しました。本計画に基づく乗合タクシー導入に向けて市が行う実証運行の成果を図るため、分析・検証業務を委託します。また、出雲市地域公共交通活性化協議会を開催し進捗状況の確認を行います。

<乗合タクシー実証運行支援業務>

住民周知のための資料作成、車両表示マグネットシート作成
住民アンケート（運行前）の集計・分析
利用者アンケートの実施・集計・分析
住民アンケート（運行中）の実施・集計・分析
実証運行結果の検証

<出雲市地域公共交通活性化協議会開催>

第1回 令和5年5月10日
令和4年度事業報告・決算報告
令和5年度事業計画・予算の決定

第2回 令和5年8月
役員の改選について

第3回 令和6年1月
評価指標の報告について

【第4号議案】

令和5年度(2023)予算(案)

【収入】

(単位:円)

項目	令和5年度 予算 ①	令和4年度 予算 ②	増減 (①-②)	摘要
負担金	4,260,000	4,500,000	△ 240,000	出雲市
補助金	0	575,900	△ 575,900	国
繰越金	398,143	357,789	40,354	
計	4,658,143	5,433,689	△ 775,546	

【支出】

(単位:円)

項目	令和5年度 予算 ①	令和4年度 予算 ②	増減 (①-②)	摘要
委託料	3,900,000	4,600,000	△ 700,000	乗合タクシー実証運行 支援業務委託
役務費	34,000	77,000	△ 43,000	郵送料・振込手数料
報償費	150,000	246,000	△ 96,000	謝金
旅費	49,000	58,000	△ 9,000	費用弁償
需用費	525,143	452,689	72,454	印刷費・事務費
計	4,658,143	5,433,689	△ 775,546	

出雲市地域公共交通活性化協議会規約

令和4年7月13日改正

(設置)

第1条 市民の生活に不可欠な公共交通サービスの確保と、持続可能な地域公共交通網の構築を目的とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき出雲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整

(委員)

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 観光事業者
- (6) 出雲市議会議員
- (7) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する者
- (8) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する者
- (9) 出雲市総合政策部長
- (10) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

(役員を選出)

第5条 会長は、委員の互選により選出する。

- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は委任により代理者を出席させることができる。

(ワーキング部会)

第7条 協議会は、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会は会長が必要と認めた者(以下「ワーキング委員」という。)で組織する。
- 3 ワーキング部会は必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第8条 委員及びワーキング委員の謝金は日額3,110円とする。ただし、次に掲げる者についてはこれを支給しないものとする。

- (1) 第3条第7号から第9号に規定する委員
 - (2) 行政職員
 - (3) 申出のあった委員及びワーキング委員
- 2 規約第6条第4項及び第7条第3項の規定により出席した者への謝金については前項の規定を準用する。

(費用弁償)

第9条 委員及びワーキング委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を準用する。ただし、前条第1項各号に規定する者については、これを支給しないものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及びワーキング委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、出雲市総合政策部交通政策課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、出雲市総合政策部交通政策課長とする。

(会計)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 協議会の予算及び決算は、委員の承認を得なければならない。

(監査)

第13条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は令和3年8月23日から施行する。

附 則 (令和4年7月13日)

この規約は令和4年7月13日から施行する。